

「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について（案）」に関するパブリックコメントの募集について

平成21年12月18日

<問い合わせ先>

自動車交通局旅客課

(内線41-242)

国土交通省では、別紙案のとおり、「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について（案）」の策定を検討しています。

このため、広く国民の皆様からこの案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

- ・「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について（案）」

2. 意見募集期間

平成21年12月18日（金）～平成22年1月17日（日）（必着）

3. 意見送付方法

別紙の意見提出様式に、氏名、住所、所属（会社名又は所属団体名）、電話番号、電子メールアドレスをご記入の上（又は同等の記載事項を記載したものにより）、以下のいずれかの方法で送付して下さい。

①郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車交通局旅客課 パブリックコメント担当 あて

②電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：ryokaku@mlit.go.jp

国土交通省自動車交通局旅客課 パブリックコメント担当 あて

※電子メールの件名を「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について（案）に関するパブリックコメント」として
ください。

③ F A X の場合

FAX番号：03-5253-1636

国土交通省自動車交通局旅客課 パブリックコメント担当 あて

○留意事項

- ・ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ・ いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。
- ・ いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめ御了承下さい。